様式第１号

（整理番号）

り 災 証 明 書

世帯主住所	TEL(　　)　　－
世帯主氏名	

世帯構成員			
氏名	続柄	性別	生年月日

り災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家(※)の所在地	
住家(※)の被害の程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない（一部損壊）
り災物件	屋根瓦・トタン屋根・ビニール屋根・とい・軒・外壁・天井・床・内壁・畳・ドア 窓ガラス・障子・雨戸・網戸・サッシ・ベランダ・床上浸水(　　)cm 床下浸水・土砂流入・その他（　　）
□ 持　家（使用者名　　）□ 借　家（使用者名　　）□ 貸　家	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

添付書類	□被害状況が分かる写真　□被害場所位置図　□本人確認書類　□委任状（必要な場合のみ）

- この証明は、災害救助の一環として、応急的、一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
  ※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- 「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
- 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
  ※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの非該当）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- この証明は、災害発生後おおむね、６か月以内の状況をもとに判定しています。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

吉賀町長